

伊 監 第 1 0 号
令和 2 年 4 月 14 日
(2020 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、平成31(2019)年度に実施した定期監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課
選挙管理委員会事務局		
農業委員会事務局		
公平委員会事務局		
固定資産評価審査委員会書記局		

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の部局について、平成31(2019)年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課
選挙管理委員会事務局		
農業委員会事務局		
公平委員会事務局		
固定資産評価審査委員会書記局		

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人員配置、所掌事務について	<ul style="list-style-type: none">・事業運営上不合理な点はないか。・職務権限及び責任体制は明確になっているか。・職員の勤務状況は適正か。
② 予算の執行状況について	<ul style="list-style-type: none">・予算の執行は正当な権限者が行い、その手続は適正か。・会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
③ 収入事務について	<ul style="list-style-type: none">・調定の時期及び手続は適正か。・納入通知、収入消込等の事務は適正に行われているか。・徴収事務委託の手続は適正に行われているか。
④ 支出事務について	<ul style="list-style-type: none">・支出負担行為は法令等に違反しないか。・支出目的、履行を確認できる文書等が整備されているか。・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
⑤ 契約事務（委託、工事）について	<ul style="list-style-type: none">・適正な方法により契約を行っているか。・随意契約理由は適正か。・契約の履行確認は適正に行われているか。
⑥ 負担金・補助金の執行について	<ul style="list-style-type: none">・支出対象及び支出金額は適正か。・補助金については、実績報告に基づく成果の確認が行わ

	れているか。
⑦ 規則（要綱）の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・財務事務を執行する根拠として適正か。 ・法令及び条例に則しているか。
⑧ 公の施設の管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か。
⑨ 文書取扱事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の収発、整理及び保存は適切か。 ・文書事務は法令等に従って適正に行われているか。
⑩ 財産の管理状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・物品は正しく分類整理されているか。 ・現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・帳簿外物品はないか。 ・公印は厳正に管理されているか。
⑪ 公金等の保管状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・収納金、つり銭資金等の現金の保管及び取扱いは適正か。 ・出納を遅滞なく正確に記録し、現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・歳入歳出外現金の取扱いは適正か。

なお、監査対象所管ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは監査対象部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な方法により実施しました。

なお、以下の施設について監査委員による現場実査を行いました。

健康政策課	阪神北広域こども急病センター（伊丹市昆陽池2丁目10番地）
-------	-------------------------------

第5 監査の日程

令和2年(2020年)1月17日～令和2年(2020年)3月25日

第6 監査の結果

監査対象部局の事務の執行体制、意見及び改善を要する主な事項は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)1月1日現在）

健康福祉部 保健医療推進室（部長1 室長1）

（健康政策課）

課長	グループ名	副主幹	主査	事務職員	技術職員	嘱託職員	臨時職員
	1	母子保健グループ	0	4	2	12	1
	成人保健グループ	1	4	0	7	0	7

2 事務分掌

（健康政策課）

- (1) 健康づくりに係る事業の推進に関すること。
- (2) 保健の統計に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する健康増進事業に関すること。
- (5) 国民健康保険被保険者に係る特定健康診査及び特定保健指導等に関すること。
- (6) 後期高齢者に係る健康診査に関すること。
- (7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に関すること。
- (8) 利用者支援事業（母子保健型）に関すること。
- (9) 各種医療機関との連絡調整に関すること。
- (10) 地区別健康推進事業に関すること。
- (11) 栄養改善に関すること。
- (12) 伊丹市立保健センターに関すること。
- (13) 献血推進事業に関すること。
- (14) 健康づくり計画に関すること。
- (15) 救急医療体制および災害等医療体制に関すること。
- (16) 感染症の予防に関すること
- (17) 休日、夜間に係る応急診療所の運営に関すること。
- (18) 阪神北広域こども急病センターに関すること。
- (19) 保健医療に関すること。
- (20) その他保健予防に関すること。

II 指摘事項

[健康政策課]

1 収入事務について

(1) 光熱水費実費弁償金の算定について

伊丹市医師会事務所及び伊丹市医師会准看護高等専修学校の電気代については、保健センターの電気代を伊丹市と医師会との覚書による負担率で按分し、光

熱水費実費弁償金として毎月収入しています。平成 31 年 4 月分から令和元年 12 月分までの電気代を確認したところ、11 月分（計算期間が 10 月 1 日から 31 日）以降の算定額が誤っていました。これは、計算式において、令和元年 10 月から変更された消費税率 10%を正しく反映していないことによるものでした。税率等制度変更がある場合、自動計算による事務処理については、誤りがないよう特に注意する必要があります。

再度確認の上、精算処理を行うとともに、今後は算定額の誤りがないよう適切な事務を行ってください。

2 支出事務について

(1) 単価契約による契約手続について

乳幼児発達相談や乳幼児健診に係る理学療法士等派遣委託、医師派遣委託及び警備委託の業務については、単価契約の方法により、業務終了後、委託先からの請求に基づき、年間に複数回、委託料の支払を行っています。しかし、この支払の根拠となる単価契約の決裁が作成されておらず、単価の算定根拠が不明確な状態でした。

今後、単価契約を行う場合は、契約の単価や予定総支出額など単価契約に必要な事項を決裁により明確にし、契約手続が適正なものとなるようにしてください。

選挙管理委員会事務局

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)1月1日現在）

選挙管理委員会事務局（事務局長 1）

次長	グループ名	副主幹	主査	事務職員
1	選挙管理グループ	1	2	1

2 事務分掌

（選挙管理委員会事務局）

- (1) 委員会の会議に関する事。
- (2) 公告式に関する事。
- (3) 規則等の制定改廃に関する事。
- (4) 各種選挙の執行および管理に関する事。
- (5) 選挙公営に関する事。
- (6) 選挙区、投票区および開票区の設定および改廃に関する事。
- (7) 選挙人名簿に関する事。
- (8) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事。
- (9) 国民投票および住民投票に関する事。
- (10) 直接請求に関する事。
- (11) 訴訟、審査の申立ておよび異議の申出（選挙人名簿に係るものを除く。）に関する事。
- (12) 検察審査員候補者の選定事務に関する事。
- (13) 裁判員候補者の選定事務に関する事。
- (14) 住居表示に係る変更申請書の確認に関する事。
- (15) 選挙に関する啓発、宣伝に関する事。
- (16) 明るい選挙推進協議会に関する事。
- (17) 選挙および投票の統計および報告に関する事。
- (18) 選挙制度の調査研究に関する事。
- (19) 全国市区選挙管理委員会連合会等に関する事。
- (20) 他の選挙管理委員会との連絡に関する事。
- (21) 人事および諸給与に関する事。
- (22) 予算および決算に関する事。
- (23) 公印に関する事。
- (24) その他事務局内の庶務に関する事。

II 指摘事項

【選挙管理委員会事務局】

1 支出事務について

(1) 超過勤務手当の支給誤りについて

選挙管理委員会事務局の平成31年4月から令和元年12月までの超過勤務命令伺書26件を確認したところ、超過勤務時間の計算誤りが5件、支給区分の誤りが1件あり、いずれも精算が必要でした。

再度確認の上、精算処理を行ってください。

農業委員会事務局

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)1月1日現在）

農業委員会事務局

事務局長	1	グループ名	事務局次長	主査	事務職員
		(なし)	1	1	0

2 事務分掌

(農業委員会事務局)

- (1) 委員会の運営・研究会に関すること。
- (2) 農地の権利移動に関すること。
- (3) 農地の転用に関すること。
- (4) 農地に係る相談業務に関すること。
- (5) 相続税納税猶予に関すること。
- (6) 県・農業会議・阪神農林振興事務所に関すること。
- (7) 農地に係る諸証明の発行に関すること。
- (8) 農地台帳に関すること。
- (9) 農業者年金に関すること。
- (10) 国有農地の管理等に関すること。
- (11) 公印の管理に関すること。
- (12) 予算及び決算事務等事務局の庶務に関すること。
- (13) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

II 指摘事項

[農業委員会事務局]

1 支出事務について

(1) 日当の支給誤りについて

旅費の日当については、市職員等の旅費に関する条例第7条及び市職員等の旅費に関する条例施行規則第4条に基づき、用務先の距離区分に応じて同条例別表に規定される額が支給されます。

農業委員会事務局の平成31年4月から令和元年12月までの旅行（出張）命令書を確認したところ、日当が支給されていないものが1件ありました。

再度確認の上、精算処理を行ってください。

公平委員会事務局

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)1月1日現在）

公平委員会事務局

事務局長	グループ名	事務局次長	主査	事務職員
1	(なし)	1	1	0

2 事務分掌

(公平委員会事務局)

公平委員会の所管する職務権限は、地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法第8条第2項に規定されているとおりであるが、事務局では主として次の事務を分掌している。

- (1) 委員会の運営・研究会に関すること。
- (2) 職員の勤務条件の措置の要求に関すること。
- (3) 職員の不利益処分についての審査請求に関すること。
- (4) 職員の苦情の処理に関すること。
- (5) 職員団体の登録に関すること。
- (6) 管理職員等の範囲を定めることに関すること。
- (7) 判定に必要な資料の収集・議事録作成に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 委員会の庶務に関すること。

II 指摘事項

[公平委員会事務局]

主として平成31年度の財務に関する事務について監査を実施しました。その結果、指摘事項はありません。

固定資産評価審査委員会書記局

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)1月1日現在）

固定資産評価審査委員会書記局

書記長	1	グループ名	書記	事務職員	臨時職員
		(なし)	2	0	0

2 事務分掌

(固定資産評価審査委員会書記局)

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関であるが、書記局では次の事務を分掌している。

- (1) 委員会の運営・研究会に関すること。
- (2) 審査に必要な資料の収集と作成・現地調査・議事録作成に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 委員会の庶務に関すること。

II 指摘事項

[固定資産評価審査委員会書記局]

主として平成31年度の財務に関する事務について監査を実施しました。その結果、指摘事項はありません。